

病後児保育利用料補助事業 平成29年度前期の実施について

実施期間：平成29年4月1日～平成29年9月30日利用分

Q. 病後児保育利用料補助事業とは…？

A. 病後児保育利用料の一部を補助します。

広島大学の職員の子（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下、「乳幼児」という。）が、病気や怪我の回復期にあるため集団保育が困難な期間について、病後児保育施設を利用した場合の利用料の補助を行う事業です。（対象施設はHPに掲載）

【利用対象者】 広島大学に在職する職員のうち、学内外の保育園を利用している者、又は、就業、介護等の事由により、その保育すべき乳幼児を家庭で保育することができない者

【利用方法】 対象の病後児保育施設利用後、**翌月5日までに**、下記の書類を提出してください。

- ① 病後児保育利用料補助金請求書
- ② 施設が発行した利用料金の領収書
- ③ 利用した乳幼児の氏名が分かる書類（保育日誌の写しなど。②で確認できる場合は省略可。）

※初回請求時のみ「病後児保育利用料補助事業利用申請書」も提出してください。

※非常勤職員（クリニカル・スタッフを含む）の方は、②もしくは③に、当日が本学での勤務日だった旨を記載してください。

【補助金額】 下記A、Bのうちいずれか低い額
A. 病後児保育施設に支払った費用の3分の2を超えない額
《10円未満切り捨て》
B. 1,000円

【補助回数】 乳幼児1人当たり 実施期間中 8回（8日を限度）まで

事業の詳細、申込書類は男女共同参画推進室のHPをご覧ください！

URL：<https://www.hiroshima-u.ac.jp/gender/worklife/byogojisupport>

